

社会福祉法人石川県社会福祉協議会 ボランティア活動振興基金
ボランティア活動機器・備品等助成事業における注意事項

1 対象団体について

- (1) 実施要綱の要件を満たしている団体であれば、法人格は問いません。
例：特定非営利活動法人、社団法人等
- (2) 地区社会福祉協議会やサロン運営ボランティアも対象とします。
- (3) 行政が設置主体となっているボランティアグループや本来公的サービスが担う活動を行うグループ、受託事業を活動の中心としているグループなど、他の団体等が支援しているグループや本来支援すべきと判断されるグループについては、助成対象としていません。

2 対象の物品

- (1) 福祉に関わるボランティア活動で継続的に使用する機器・備品を対象とします。

①福祉枠

高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉に関わる活動

例：高齢者サロン、配食、高齢者施設・病院への訪問、要約筆記、点訳、音訳、手話、育児サロン、子どもへの読み聞かせ等

②まちづくり枠

福祉枠の他に「福祉のまちづくり」につながる以下のボランティア活動を、特別に助成の対象とします。

- ア) 地域の課題を解決する活動
- イ) 地域住民の生活をよりよくする活動
- ウ) 地域住民の安心・安全につながる活動
- エ) 地域住民のつながりを深める活動

例：地域環境保全活動、外国籍住民支援（国際交流）、観光ガイド、文化保存活動、災害支援活動、生活困窮者に対する支援活動等

なお、上記活動には高齢者・障害者・児童を対象とした活動を含む

- (2) 申請機器・備品の付属品とみなされる機器・備品については、助成の対象にはなりません。ただし、その付属品がなければ活動に支障をきたす場合はこの限りではありません。

過去対象外とした付属品の例：機器・備品のケース、デジタルカメラのメモリーカード など

- (3) 既に購入している機器・備品は助成の対象にはなりません。
- (4) 中古品は助成の対象にはなりません。

3 提出資料

- (1) 申請機器・備品の確認のため、カタログおよび見積書を必ず添付してください。
- (2) 見積書の提出が不可能な場合は、申請機器・備品の価格が確認できる資料（写真等）を添付してください。

4 優先度について

(1) 以下の団体・機器・備品については、助成の対象となりますが、優先度が低くなります。

①過去5年間に本助成を受けている団体

ただし、過去5年間の助成額の合計が100千円に満たない団体は、これに含まないこととします。

②団体の事務処理のためだけに必要な機器・備品

例：書類作成のためだけに用いるパソコン、運営記録のためだけに用いるカメラ

③登録数が極端に多い団体（防犯ボランティア・学校ボランティア等）

5 審査基準について

下記の点を重視して審査を行います。

(1) 必要性・・・継続して活動を行っていく上で必要か

(2) 公益性・・・ボランティアを受ける側の利益につながるか

(3) 発展性・・・団体の活動の発展に役立つか

(4) 先駆性・・・先駆的な活動に用いられるか

(5) 他団体からの助成状況

(6) 財政的余裕

(7) 使用回数・・・活動に使用する頻度

(ただし、災害等緊急時に使用する機器・備品はこの限りではありません)

(8) 個人貸与の恐れ・・・特定の個人に貸与・支給される恐れはないか

(例：エプロン、スタッフジャンパーなど)

(9) 協働体制・・・活動を進める上で他の団体などとの協力・連携関係はどうか

(10) その他

6 助成について

(1) 助成の対象となる要件を満たしていても、予算の制約があり、必ずしも助成の対象となるわけではありません。

(2) 助成の対象となっても、審査の結果により減額調整を行なうことがありますのでご承知おきください。

(3) 減額調整の結果を受けて助成を希望しない場合は、助成を辞退することができます。

7 締め切り 令和2年6月26日(金)

8 令和2年度助成予定額 450万円

①福祉枠 : 360万円

②まちづくり枠: 90万円以内

(ただしまちづくり枠の助成額に残額がある場合は、福祉枠へ繰入れするものとする。)

9 その他

(1) 8月下旬開催予定の「ボランティアセンター運営委員会」において選考の上、助成団体および助成額を決定します。

(2) 選考後の事務の流れは以下のとおり予定しています。

①9月上旬：助成決定通知の送付

②9月中旬：(助成が決定した団体のみ) 助成を希望するか否かおよび振込口座の確認
ア. 申請額どおり助成の場合

原則として、申請した機器・備品等以外の購入は認めませんが、助成決定後に申請機器・備品が廃番等で購入不能になった場合は、助成の範囲の中で他の機種へ変更をしていただくことも可能です。

イ. 申請額より減額助成の場合、または機器・備品が申請時の見積額より割引となった場合

1) 申請時と同様の機能を満たすものであれば、機種の変更、購入額の変更をしていただくことも可能です。

2) 複数機材を申請していた場合は、購入機材の数量を減らすことができます。

3) 上記1) または2) により変更する場合は、変更申請書、変更する機器・備品の見積書を提出して下さい。

4) 機材を購入したうえで、助成金の残額が生じた場合は返金をお願いします。

返金は原則振込みとし、振込手数料は助成金の中から差し引いてください。

③10月中旬：助成金の送金

(3) 採否の理由についてのお問い合わせには応じかねますので、ご了承ください。

